令和元年 12 月 14 日

令和元年台風 19 号等により被災された会員・構成員　各位

福島県精神保健福祉士会
日本精神保健福祉士協会福島県支部
会長・支部長　水　野　英　一

令和元年台風 19 号等により被災された会員・構成員へのお見舞いについて

時下、ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、令和元年台風 19 号等により被災された会員・構成員を対象として、令和元年台風 19 号被害第２回災害対策本部にて、見舞金をお渡しすることを決定しました。

つきましては、被災された会員・構成員におかれましては、下記事項にご留意のうえ、申請手続きいただきますよう、よろしくお願い申しあげます。被災された構成員の皆さまへ心よりお見舞い申しあげ、一日も早い復興をお祈りしております。

ご不明な点等ございましたら事務局までお問合せください。

１．見舞金の対象と必要書類

	見舞金の対象	必要書類
1	①会員・構成員自身が現住所としていた家屋が「全壊」「半壊」または「一部損壊」し、自治体から家屋損壊状況を証明する「被災（罹災）証明書」が交付されている場合。	自治体から発行された「被災（罹災）証明書」の写し
2	②会員・構成員が自身の名義で所有している自家用車等に対し「被災（罹災）証明書」が交付されている場合。	

２．提出書類

１）令和元年台風 19 号等被害による見舞金申請書

２）自治体が発行する被災（罹災）証明書のコピー

３．申請期間

令和元年 12 月 14 日（土）～令和２年１月 31 日（金）（当日消印有効）

４．郵送先

〒960-0111　福島市丸子字上川原 28-73　桜ヶ丘病院気付

福島県精神保健福祉士会　事務局宛

※申請書が届きましたら適宜災害対策本部にて審議し、受付から１週間を目途に事務局よりご連絡いたします。

［問い合わせ］
福島県精神保健福祉士会（担当：菅野）
TEL：024-553-1569　Mail：info@fukushima-psw.com